

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年11月21日～ 令和7年11月20日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得しやすい環境づくりのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 令和4年11月～ 管理職への研修

目標2：育児をする従業員の職業生活と家庭生活の両立支援の整備を行う。

<対策>

- 令和5年4月～ 子どもの出生時における父親の休業取得の促進
- 令和6年4月～ 育児などによる退職者についての再雇用特別措置等の実施